



院内がん登録 2020年全国集計 背景：院内がん登録の位置づけ

令和3年11月25日 説明資料

国立研究開発法人 国立がん研究センター
がん対策研究所 がん登録センター 院内がん登録室
塚田 庸一郎



がん登録の種類について

	院内がん登録*	地域がん登録	全国がん登録
実施主体	国・医療機関	都道府県	国・都道府県
集計対象	がん診療連携拠点病院等で診断したがん (指定要件) ※新規70%以上カバー	全国47都道府県内の病院及び診療所で診断したがん	全国の病院及び指定された診療所で診断したがん(義務)
集計結果	(拠点)病院の診療実績	都道府県及び全国での推計罹患数・率	都道府県及び全国での実測罹患数・率
主たる集計目的	(拠点)病院の実態把握と医療の質向上、医療機関選択	国及び都道府県のがん対策	国及び都道府県のがん対策
集計開始	2007年	1951年	2016年
最新集計	2020年診断例 863施設 約104万例 (上皮内がん含む全症例)	2015年診断例 47都道府県 罹患数約89万例	2018年診断例 約98万人 (上皮内がんを除く)

※新規がんの70%以上をカバー(2018年診断例)

※資料(カバー率):2018年院内がん登録におけるがんの登録割合https://ganjoho.jp/public/qa_links/report/hosp_c/pdf/2018_report_add.pdf

院内がん登録の実施根拠

- ～2015
- 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」
(がん診療連携拠点病院等の指定要件)
 - ・標準登録様式に基づく実施
 - ・がん登録実務者の配置、研修参加
 - ・国立がん研究センターへの情報提供
 - ・地域がん登録事業等に必要な情報提供
-
- 2016～
- 「がん登録等の推進に関する法律」
院内がん登録の実施に係る指針
上記に加え、
意義、体制、品質管理、生存状況確認
個人情報扱い
などを明文化



院内がん登録の位置づけ-1

平成28年1月1日施行

➤がん登録等の推進に関する法律第四十四条第一項

専門的ながん医療の提供を行う病院、その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする

平成27年12月15日公布

➤院内がん登録の実施に係る指針(厚生労働省告示第四百七十号)

院内がん登録とは、

「**病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、**

当該病院におけるがん患者について、

全国がん登録情報よりも詳細な治療の状況を含む情報を収集し、

院内がん登録データベースに記録し、及び保存すること」



院内がん登録の位置づけ-2

平成27年12月15日公布

▶ 院内がん登録の実施に係る指針(厚生労働省告示第四百七十号)

院内がん登録データベースの活用により、以下の効果が期待される

1. 病院において、当該病院において診療が行われたがんの罹(り)患、診療、転帰等の情報を適確に把握し、治療の結果等を評価すること及び他の病院における評価と比較することにより、がん医療の質の向上が図られること
2. 国立研究開発法人国立がん研究センターにおいて、院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うことにより、専門的ながん医療を提供する医療機関の実態把握に資すること
3. 病院や国立がん研究センターにおいて、院内がん情報等を適切に公表することにより、がん患者及びその家族等の医療機関の選択等に資すること
4. 行政において、前号に基づき公表された院内がん情報を活用し、がん対策の企画立案やがん医療の分析及び評価を行うことにより、がん対策の充実が図られること